



2023年4月6日

各位

会社名 株式会社クリーク・アンド・リバー社  
代表者名 代表取締役社長 井川 幸広  
(東証プライム コード番号 4763)  
問合せ先 取締役 管理グループ  
グループマネージャー 黒崎 淳  
(TEL:03-4550-0008)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月6日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2023年5月24日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、上場企業は定款に定めた上で、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能となりました。

当社におきましても、将来的な株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、遠隔地の株主を含めより多くの株主が株主総会へ出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながるとともに、感染症の拡大や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減できることから、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、当社は上記の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2023年3月20日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定時株主総会の基準日を定めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 《新設》  《新設》	第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>  <u>(基準日)</u> 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。
第12条～第41条 (条文記載省略)	第13条～第42条 (現行定款第12条～第41条どおり)

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2023年5月24日(予定)
定款変更効力発生日	2023年5月24日(予定)

以 上